

デジタルアーキビスト資格認定機構講習会
2025年2月9日(土)

なぜ、デジタルアーカイブなのか？

地域創成とデジタルアーカイブ活用

國學院大学教授・東京大学名誉教授

吉見 俊哉

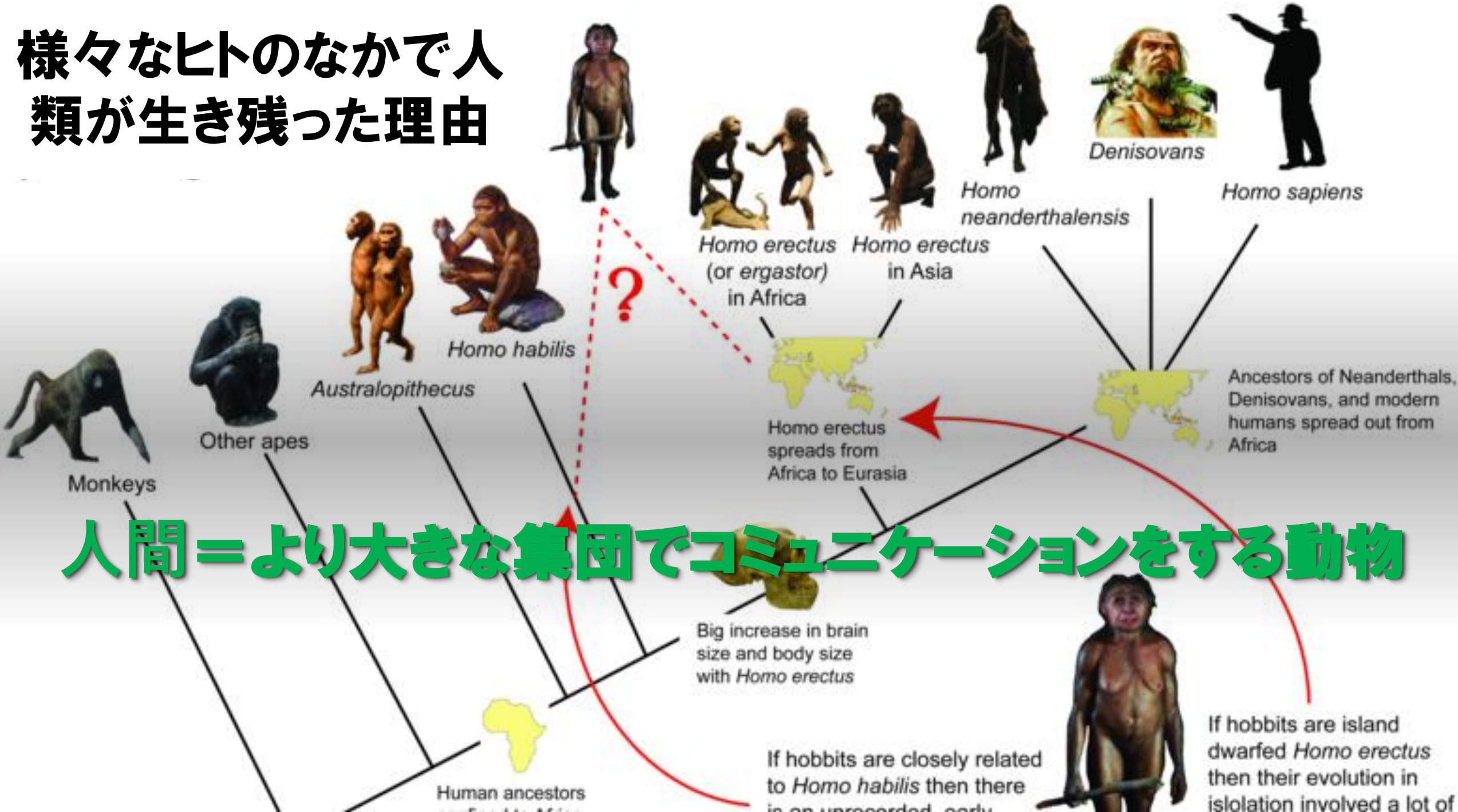
本日の話の流れ

1. メディアの歴史
2. デジタルアーカイブとは何か
3. 社会の痴呆症とデジタルアーカイブ
4. デジタルアーカイブ憲章へ



メディアの歴史

様々なヒトのなかで人類が生き残った理由



人間=より大きな集団でコミュニケーションをする動物

Big increase in brain size and body size with *Homo erectus*

If hobbits are closely related to *Homo habilis* then there is an unrecorded early...

If hobbits are island dwarfed *Homo erectus* then their evolution in isolation involved a lot of...

様々な言葉 のかたち



文字の発明





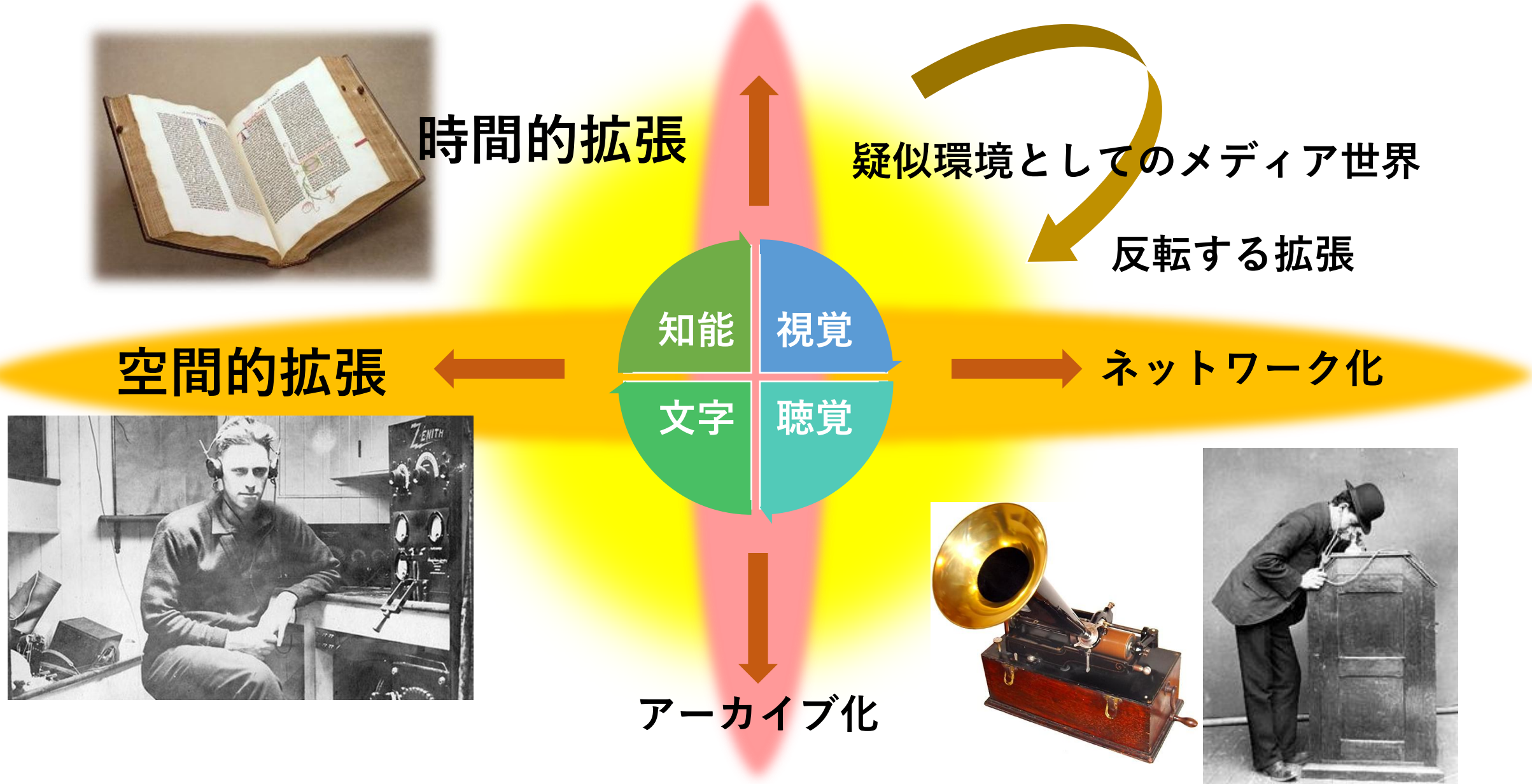
時間性のメディアと 空間性のメディア

(H・イニス：メディアの傾向性)

- 石碑と手紙
- 写本（羊皮紙）と瓦版（フライヤー）
 - レコードとラジオ
 - 写真アルバムと絵葉書
- 古典映画とテレビニュース
- インターネットとデジタルアーカイブ
 - 記憶知と集合知



人間拡張の技術としてのメディアと疑似環境



アナログ革命 と デジタル革命

1870～1920年代

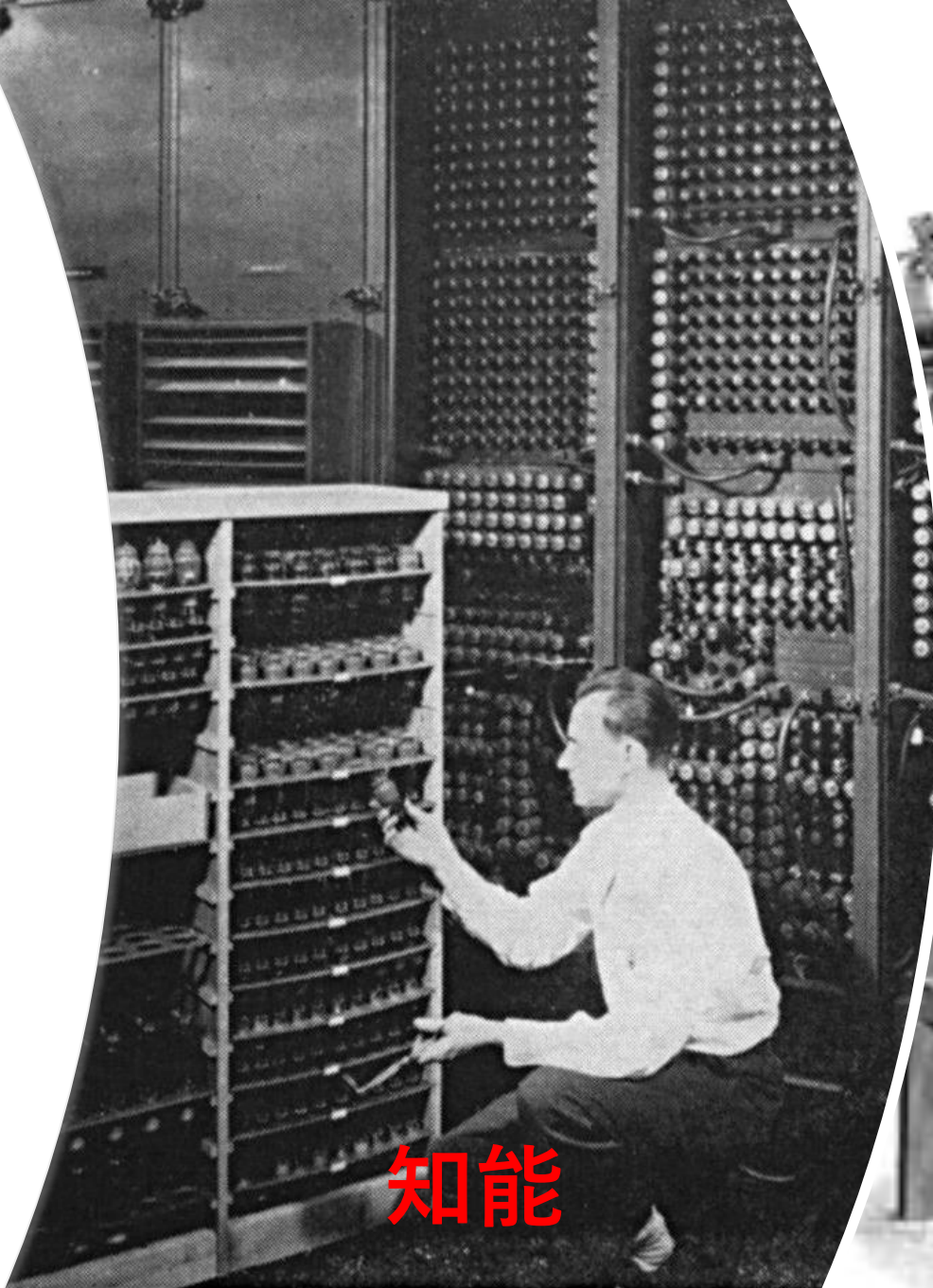
- 蓄音機
- 電話機
- 映写機
- ラジオ

→ 放送網

1930～1980年代

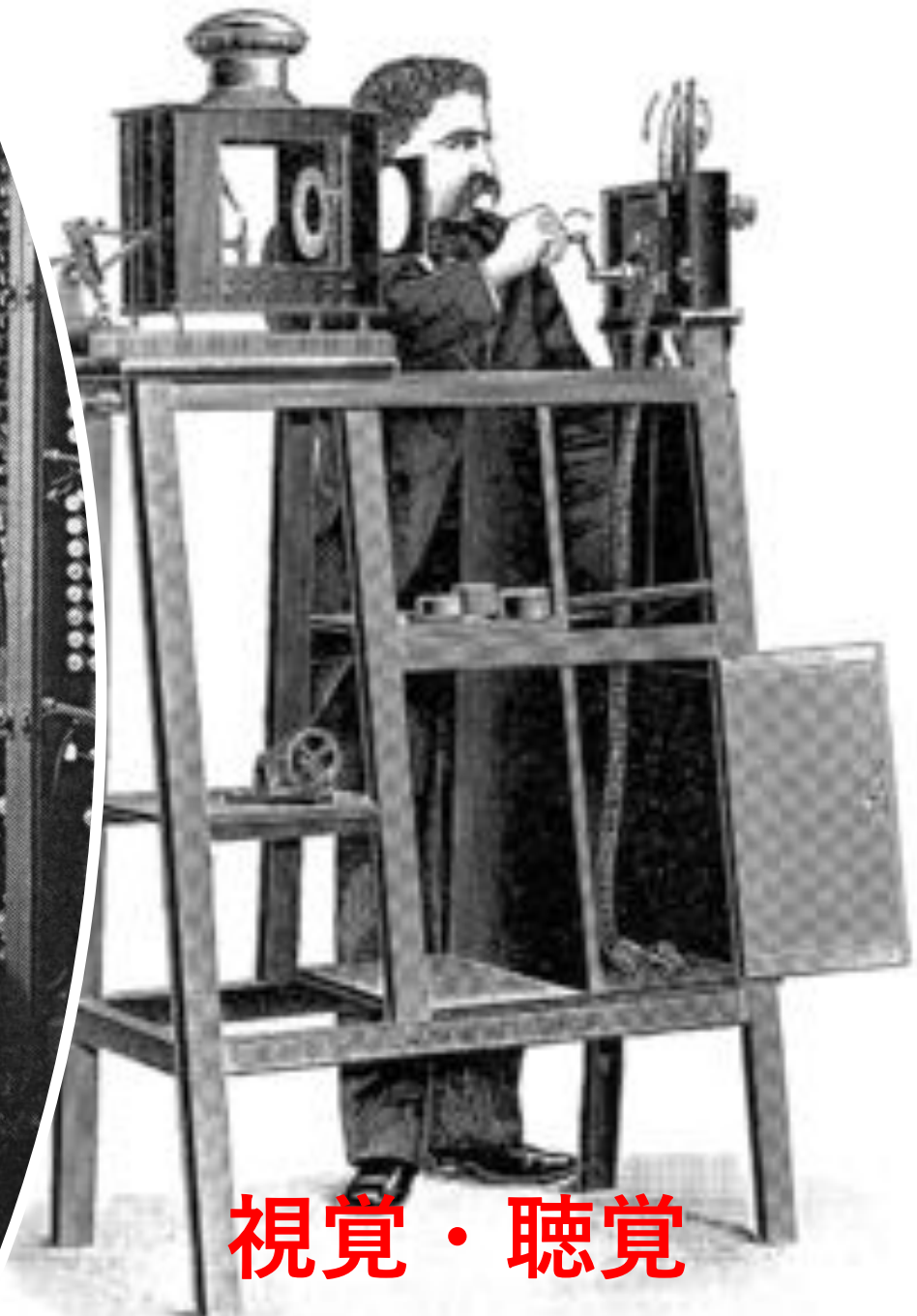
- コンピュータ

→ インターネット



知能

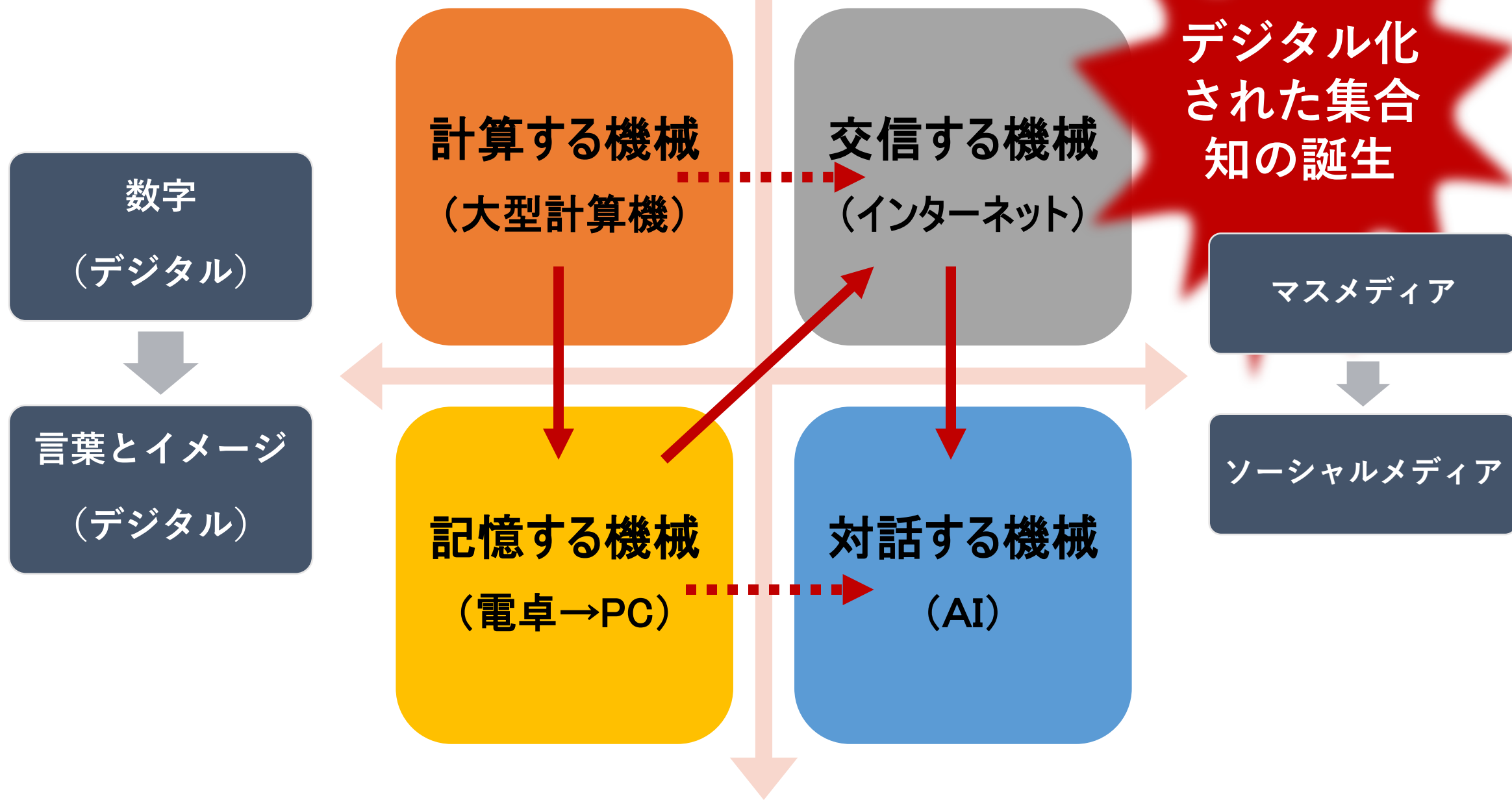
Replacing a bad tube meant checking among F



視覚・聴覚

Le cinématographe Lumière: projection.

コンピュータの進化



デジタルアーカイブとは何か



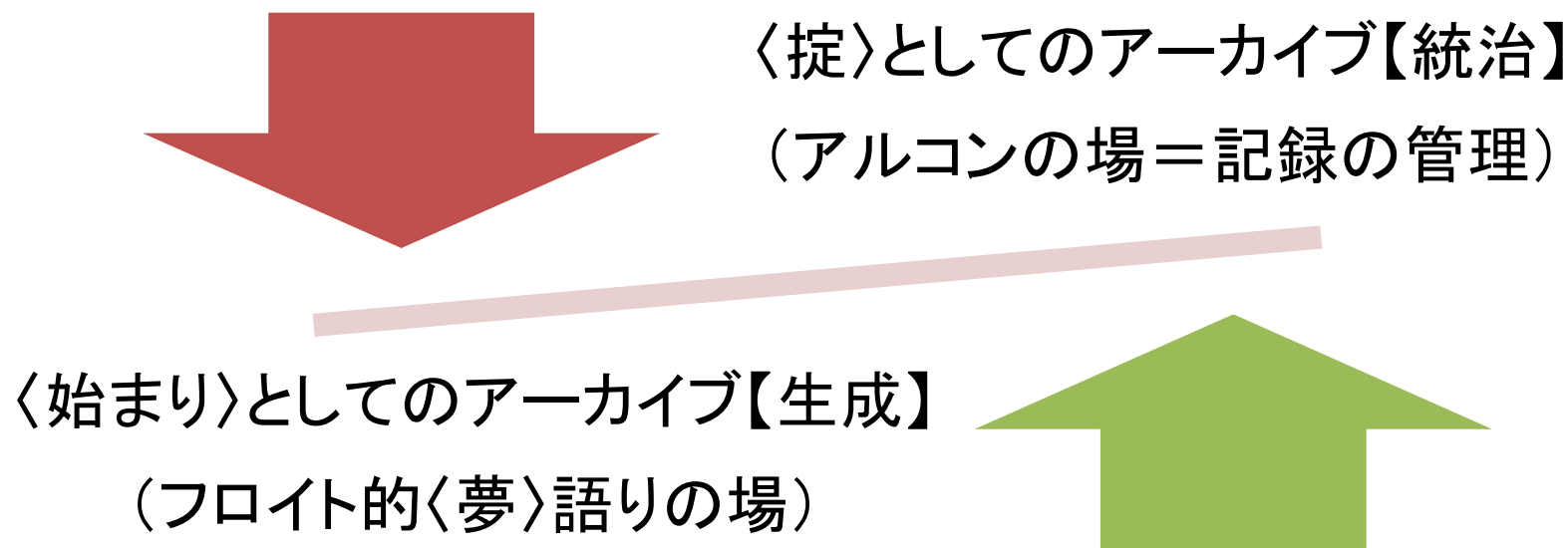
アーカイブとは何か

- アーカイブ = 歴史的記録の集積
- 個人や組織がその生涯(存続期間)を通じて生み出した一次的記録の総体(意識・公認されないものも含む) cf.「怪文書」?
- 大量複製されない唯一性をもつ資料が中心 ⇔ 図書館
- Archive (英語) ← archives (フランス語) :17世紀
← archīum, archivum (ラテン語) ← ἀρχεῖον (arkheion) (ギリシャ語)
アルコン(ポリスの最高統治者)の居所 = 記録の管理
- 古代中国、古代ギリシャ、中世ヨーロッパにおけるアーカイブの発達
- フランス革命以降のナショナル・アーカイブの発展: フランス公文書館 → アメリカ公文書館
- 市民社会におけるアーカイブの多様化: 組織、個人、大学

アーカイブを哲学的に定義する

ジャック・デリダ(『アーカイブの病』法政大学出版局、2010年):

「Aekhé というその語は、始まりと掟を同時に名指す……この名は外見上二つの原理をまとめ上げている。一つは、自然あるいは歴史に従う原理で、物事が始まる場所である。しかしそれはまた、法に従う原理であり、人々と神が支配するところ、権威が、社会秩序が行使される場であって、この場所においてそこから秩序が与えられる法規範的原理である」



「アーカイブは当該の記憶の、根源的で構造的な欠陥の代りに生じる。記載の場所のない、反復の技術のない、何らかの外在性のないアーカイブは、存在しない。外部のないアーカイブはない」 →〈夢〉の「覚え書き」(その再生の外的場所での保証)としてのアーカイブ

暗黙知/形式知の創発循環としてのアーカイブ



アーカイブとしての文書館と図書館

文書館

印刷革命 → 文書 vs 出版

図書館

I 国民国家の時代

フランス革命 ⇒ フランス国立中央文書館

ドイツ、フランスの文書館学 → オランダで統合

①恣意的廃棄の禁止(全公文書保存)

②恣意的編集の禁止(出所主義 原資料保存)

→ 文書総量の爆発的増大(第一次大戦後)

政治権力と記録の公正性

II 総力戦体制の時代(1930-70年代)

:ニューディール体制と連邦政府の拡張

各機関別保管体制の限界・記録紛失

→米国国立公文書記録管理局(NARA 1934)

III ポスト冷戦の時代(1980年代以降)

- 国家、専門家、市民の関係の多元化
- 公的文書保存と社会的記憶や歴史的アイデンティティにかかわる場の役割の統合
- 記録の電子化・デジタル化

I 貴族のコレクションから図書館へ

マラスティアーナ図書館(1452)

バチカン図書館(1475)

II 大規模図書館の形成(17世紀)

ボドリアン図書館(オックスフォード)

III 図書館の公開化(18~19世紀)

:読書クラブの増殖と貸し出し制度

IV 公共図書館の普及(19~20世紀)

=労働者階級の教育・訓育

イギリス 公共図書館法制定(1850)

V 図書館の多様化・電子化(戦後)

デジタルショック

デジタルアーカイブとして融合化

電子データとしての本、文書、作品

デジタル化で融合する文書館と図書館

図書館 = 図書

文書館 = 公文書

どこにも属さない膨大なメディア文化資産
(写真、映画、録音テープ、脚本、設計図、楽譜、プログラム、...)

博物館 = 標本

美術館 = 作品

壁の溶解

「デジタル時代における『オリジナルの消失』は、アーカイブス学の大きなパラダイムシフトに向かわせます。……アーカイブス学は、紙と羊皮紙の世界で通用した概念だけではもう間に合わなくなっているのです」(エリック・ケテラール, 2004)

結果の保存からプロセスの保存・生成へ



制作プロセス

(脚本、設計図、証言、写真、DNA……)



図書館・
ミュージアム

作品・標本

(結果としての制作物)

アーカイブ概念の4層

公的記録

文書館

- ✓ 行政文書の保存と公開
- ✓ 紙で残された文書へのこだわり

〈文化の場所〉

美術館
博物館
図書館

記録庫

〈記録の場所〉としてのアーカイブ

録音、写真、映像、電子データ、オーラルヒストリー、夢、行動履歴、痕跡…

記憶庫

混在郷／台

「アルシーブとは意味をそなえたあらゆる言説のうちにその言表の機能として刻み込まれる非一意味的なもののかたまりであり、あらゆる具体的な発語を取り巻いてそれを限界づける暗い余白である」(G. Agamben, 1998)

集合的無意識



社会の痴呆症とデジタルアーカイブ

デジタル社会は人類の記憶に何をもたらすか？

ネット社会で爆発するデジタルデータ→クラウド上に長期蓄積

- 個人による意識的発信 : 高速で拡散、フィルターバブル、フェイク
- 個人における無意識的発信 : マーケティング、医療情報、セキュリティ



爆発するネット社会 データの荒海

電子マネー

AI

ビッグデータ

監視

格差社会

炎上

GAFAs

リアリティの分断

マスメ
ディアの
衰退

メディアミックス

データ資本主義

ポピュリズム

オンライン
授業

アルゴリズム

モバイル

ネット世
論

フェイクニュース

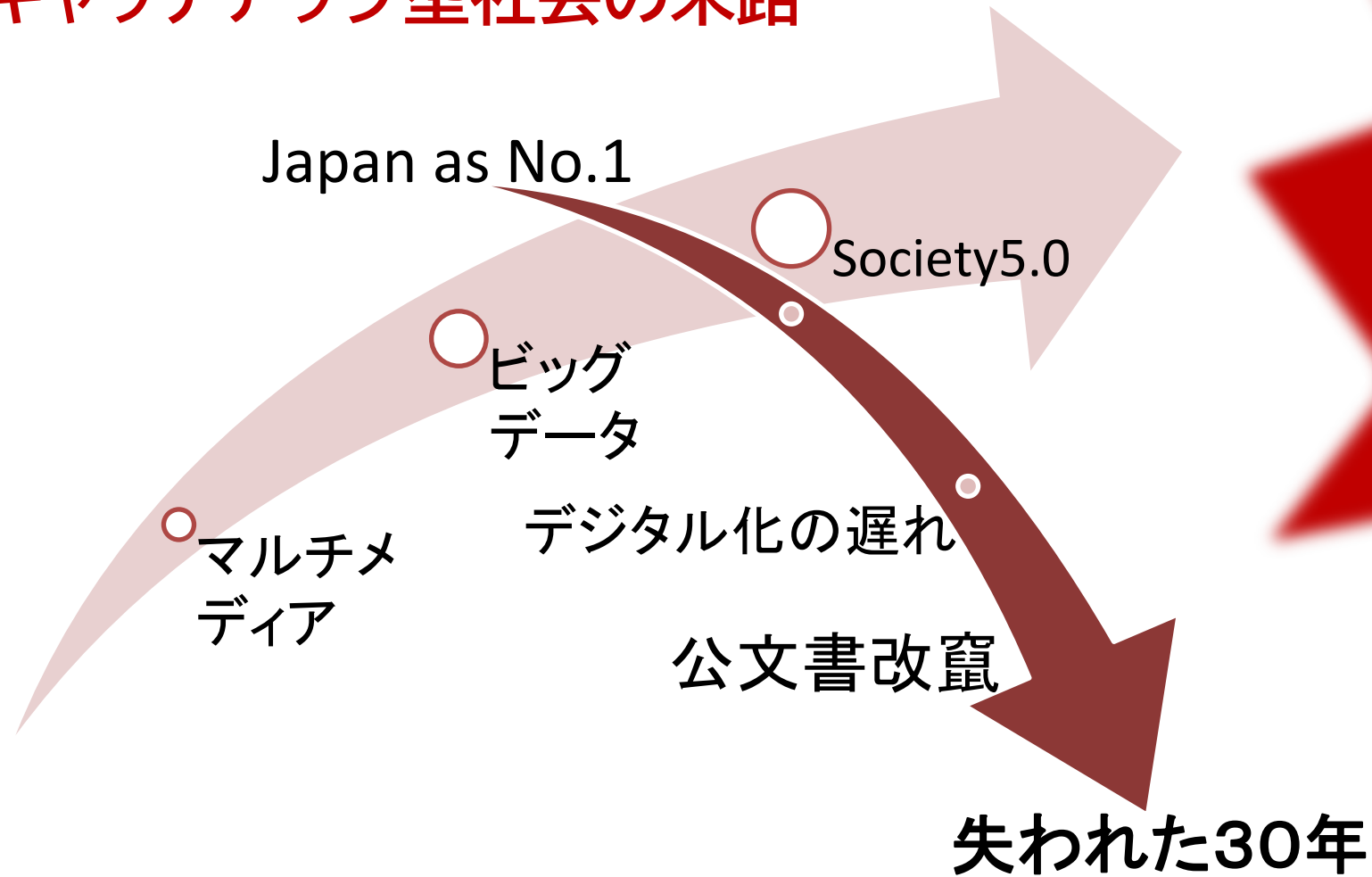
トランプ現象

ポスト真実

フィルターバブル

日本の痴呆症: 忘れたい日本 / 忘れちゃう日本

〈未来〉しか見ない国・日本
: キャッチアップ型社会の末路



過去から学べない
/ 過去を知らない
国・組織・個人
↑
基盤の未整備?

痴呆症は日本だけではない：世界の痴呆症

社会の記憶化(忘れない社会)

デジタルアーカイブにおける記録の再構造化



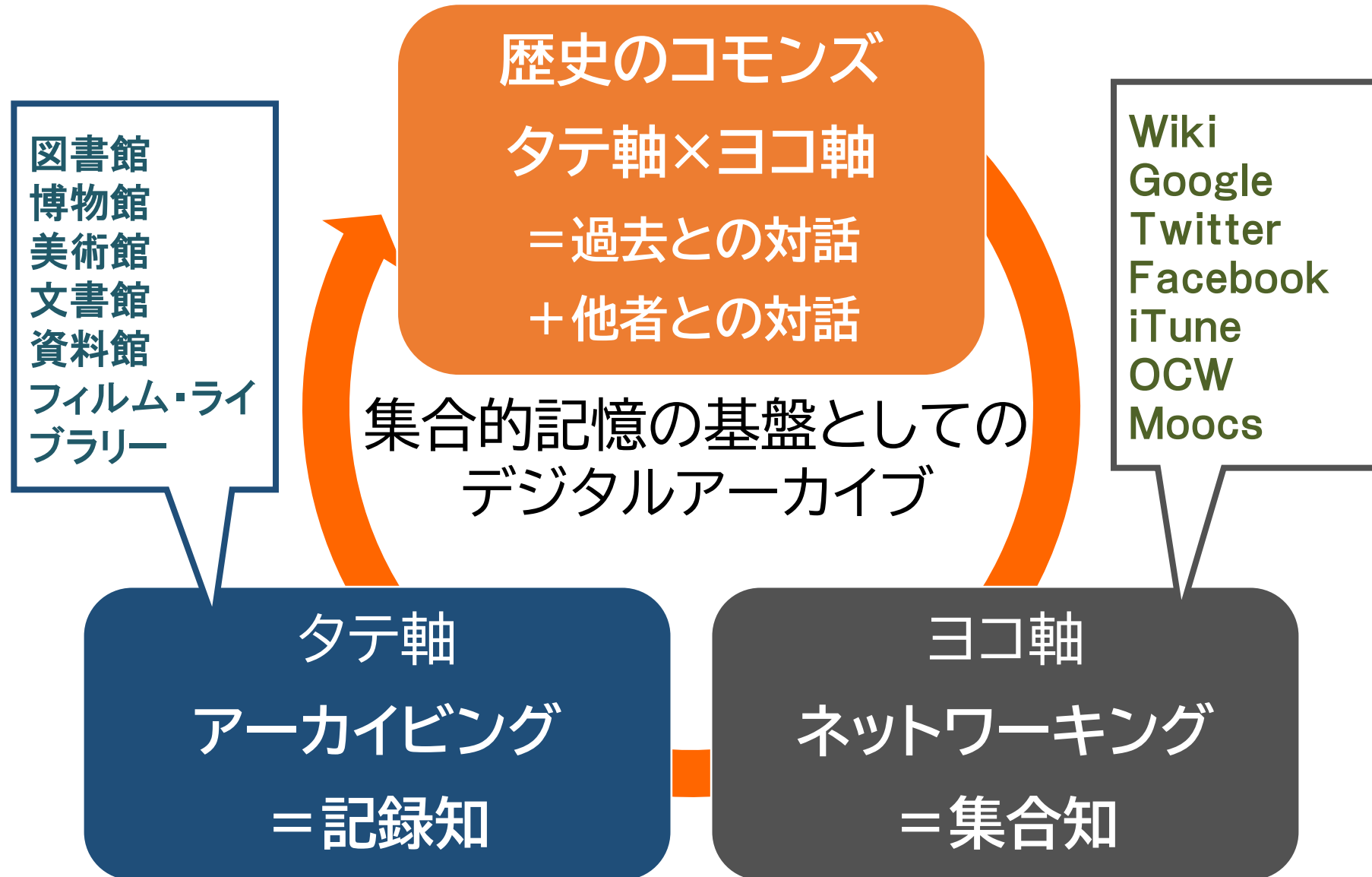
1~3年単位の記録

5~25年単位の記録

50~150年単位の記録

300~600年単位の記録

デジタル化する社会の〈集合知〉と〈記録知〉



創生期：デジタルアーカイブ/電子図書館の90年代

月尾嘉男の「デジタルアーカイブ」(1994年頃)

定義：「有形・無形の文化資産をデジタル情報の形で記録し、その情報をデータベース化して保管し、随時閲覧・鑑賞、情報ネットワークを利用して情報発信」する仕組み

← アレキサンドリア図書館再生計画

全米情報基盤(NII:National Information Infrastructure 1993)

G7「情報社会に関する関係閣僚会合」(1995 ブリュッセル)

→電子博物館・美術館構想

→ 日本の地域情報化政策＝博物館・美術館／自治体が推進

月尾アーカイブ論 ⇔ 青柳正規:総合研究博物館プロジェクト →情報学環

人類の発展＝「事実や思考を記録して、それらを時間を經由して後世の人間が参照できるように」した【人類史的視座】

←インターネット(Windows95)＝デジタル化で世界のどこでも接続

停滞期: 2005年頃～2015年頃

- デジタルアーカイブ推進協議会 (JDAA) 解散 (1996-2005)
 - ← 凸版印刷、岐阜県、沖縄県
 - JDAAによる現況調査
 - 『デジタルアーカイブ白書』
 - 文化遺産オンライン (高野明彦)
 - 岐阜県での持続:
 - 岐阜女子大アーキビスト育成
 - 岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー (IAMAS)
 - 東日本大震災と記録保存
 - 東北大学「みちのく震録伝」
 - ハーバード大震災アーカイブ



復活期: 2015年頃～

長尾真
電子図書館「アリアドネ」構想
(1994)



- 『アーカイブ立国宣言』 (2014)
- アーカイブサミット開催 (2015)
- 東京大学DNP講座 (2015-21)
- デジタルアーカイブ学会
- デジタルアーカイブ推進コンソーシアム
- デジタルアーカイブ研究機関連絡会

「アーカイブ立国宣言」(2014)の狙い

- 国立デジタルアーカイブセンターの設立
- デジタルアーカイブを支える人材の育成
- 文化資源デジタルアーカイブのオープンデータ化
- 抜本的な孤児作品対策

価値の創造(儲かる)

人の問題

- ① 学位・資格への共通カリキュラム
- ② 新たな専門職の理念・マインド
- ③ 職制の再定義
- ④ プロジェクトの経験
- ⑤ 養成機関とキャリアパス

法の問題：孤児作品対策

- ① 不明の程度、分量、利用主体、態様に応じて複数制度を組み合わせる
- ② 保存目的のデジタル化につき31条2項の主体の範囲を一定程度拡大

お金の問題

- ① 公的資金の「使い方」の改善
事業分野で分散する公的資金の統合的活用、特に人件費の柔軟な供出
- ② 商業的利用の開拓
アーカイブの量と多様性が価値を生む
- ③ アーカイブのコスト低減
権利処理の効率化
- ④ 「なぜアーカイブなのか」の明確化
知識インフラの重要性の理解拡大

アーカイブサミット2015での課題と展望

知識基盤社会からほど遠い日本の現状

- ガラパゴス問題: ヨーロピアーナ、DPLAに大きく立ち遅れ、中国の急進
- バラバラ問題: 図書館、博物館・美術館、文書館、大学から資料館までが分散
- 宝の持ち腐れ問題: どこに何があるか? 誰がどうデジタル化できるか?
- 食べていけない問題: アーカイブ専門職の人件費、人文系学部の未来

日本発の価値創出

国立デジタルアーカイブセンター

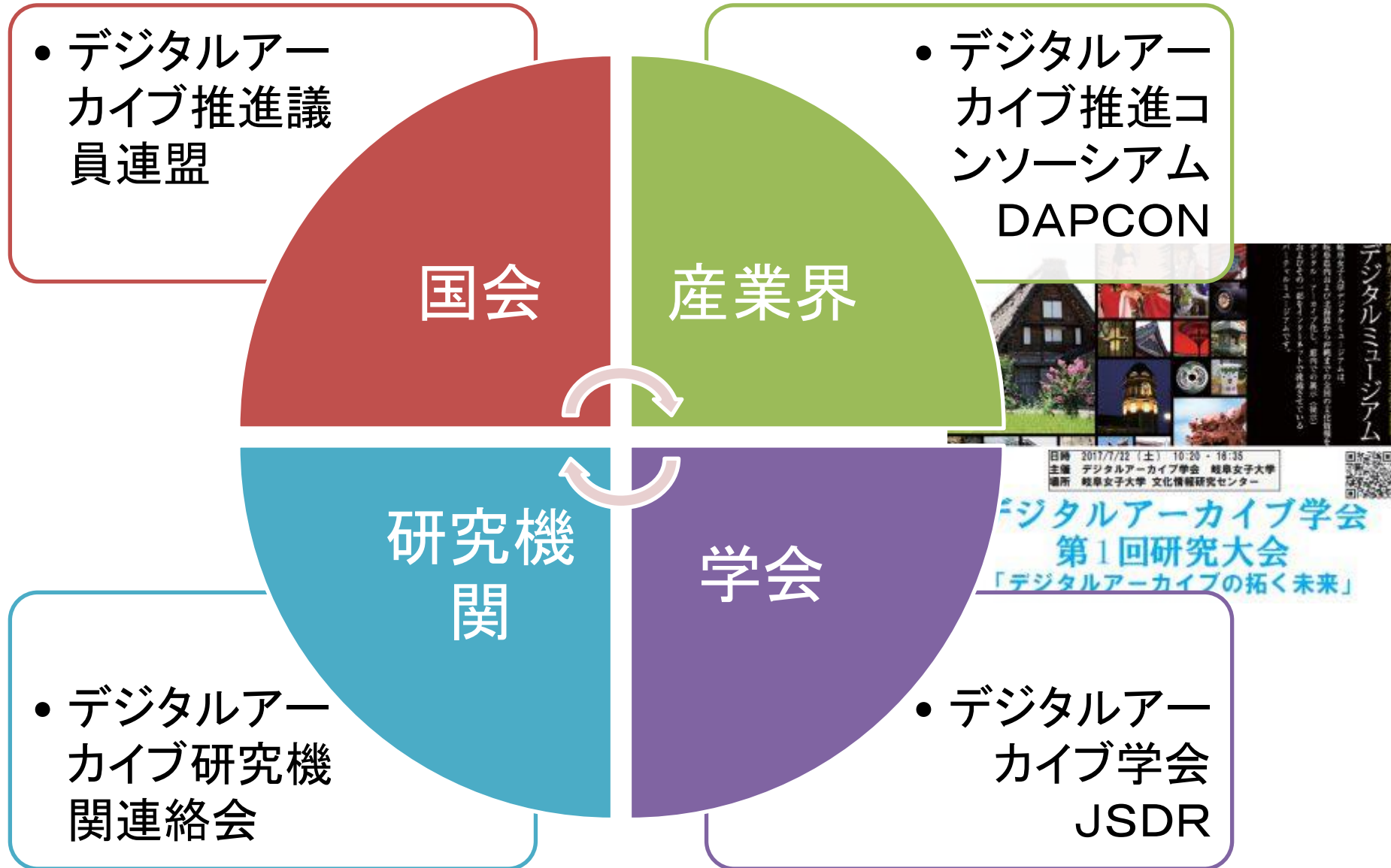
- ・ 著作権とパブリックドメインのバランス
- ・ クリエイティブなアーキビストの持続的養成
- ・ アーカイブの標準化・横断化・公開化

アーカイブ基本法

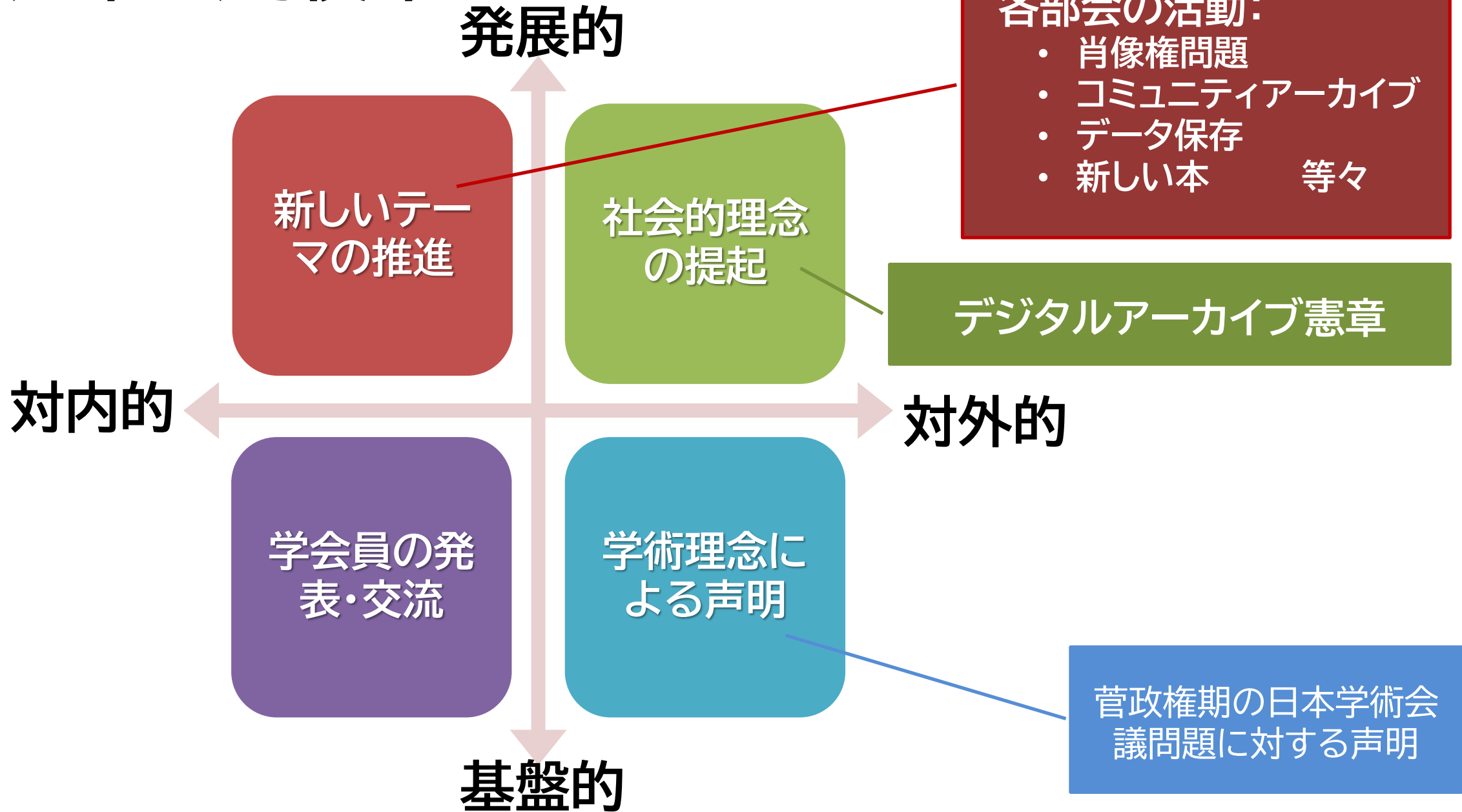
国立デジタルアーカイブセンター

グローバルなクリエイティブ経済をリード

デジタルアーカイブ立国のための体制整備



学会の社会的使命



CHARTA 77

VYBÍZÍ
K OBČANSKÉ KURAZI

デジタルアーカイブ憲章へ

記憶する権利／忘れられる権利

ネット社会

忘れられる
権利

記憶する権
利

記憶する義務
(国家、公共機関)

私
(個人)

共
(社会)

プライバ
シー

情報公開



記憶する権利
(個人、地域、社会)

権利の媒介者としての
アーキビスト

マスメディア社会

憲章 = Charter

下からの憲法



- 「**マグナカルタ**」(1215) : 英国ジョン王に対し、封建諸侯と都市代表が、王権を制限し、諸侯の既得権と都市の自由を認めさせた英国憲法の原点
- 1830年代: **チャーティスト**運動 → 普通選挙を求める「**人民憲章**」(「チャーティスト」は「憲章主義者」の意味)
- 20世紀: 第一次大戦後の労働運動 → 「**世界労働憲章**」
- 戦後: 国連「**人権憲章**」～環境保護を訴える「**自然憲章**」、政策決定への市民参加を要求する「**市民憲章**」……
- チェコのハベル大統領が主導した「**憲章77**」: 独裁政権に抗するチェコの民主化運動を理念的にシンボル
- 日本近代における「憲章」:
 - 自由民権運動の中で定められた「**五日市憲法**」
 - 高野岩三郎ら憲法研究会の「**憲法草案要綱**」

DA憲章の基本理念：公共的知識基盤の必要性

わたしたちの生活は、長い歴史を通じ、過去の叡智や文化、情報を公共的知識として共有し、活用することで、進歩発展してきました。市民生活を豊かにする公共的知識基盤には、信頼性があり、知識や情報が構造化・体系化されており、ユニバーサル化により言語的・社会的障壁がなく、ネットワーク化により恒常的に効率よくアクセスできる仕組みが必要です。デジタルアーカイブは、情報技術の革新を取り込み、情報の提供者と活用者の双方向性を担保し、あらゆる情報資産を扱えることで、普遍的な公共的知識基盤として必要な仕組みを備えており、多様性のある市民生活を多面的かつ持続的に支えることができます。

DA憲章の根本概念：記憶する権利

市民生活を支える公共的知識基盤を構築するには、デジタルアーカイブの技術要素に加えて、そもそも、過去及び現在の知識や情報を記録し、社会に遺し、未来に継承する仕組みが整っていなければなりません。プライバシーや知的財産権についても真摯な議論をしながら、一人ひとりの市民から地域社会、諸々の公的組織、国家までの記憶を社会の記憶として蓄積することができなければなりません。それはすなわち、社会にとっての“記憶する権利”、アーカイブ権ともいえるでしょう。蓄積される情報資産は公共財であり、この権利によって、公共財としてのデジタル知識基盤の構築と人びとへの適切な還元が保障されることになると思います。

DA憲章の行動指針：デジタルアーキビストの使命

• オープンな参加

デジタルアーカイブが扱う情報資産の収集・保存・公開・活用等の全ての計画・実施局面において、**その提供者と活用者を含む幅広い主体の声を聞き、主体的な参加を促します。**誰もが豊かな情報資産にアクセスし、活用して多様な価値を生み出せる体験と創造のプロセスを実現するため、**可能な限り情報資産をオンラインで公開し、再利用可能な利用条件を設定し、相互利用しやすい技術を用います。**

• 社会制度の整備

公共的知識基盤としてのデジタルアーカイブが有効かつ持続的に構築・維持できるよう、**方針・計画の策定や見直しを相互に支援するほか、必要かつ適正な法整備と、財政的な措置が時宜を得てなされるよう働きかけます。**著作権のほか、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権等の諸権利の適正な保護と、公開・利用のバランスを実現します。

• 信頼性の確保

情報資産に含まれるデータの信頼性を担保するため、**データの由来や改変の履歴が把握できるよう、トレーサビリティの仕組みやメタデータの充実などを促します。**

DA憲章の行動指針：デジタルアーキビストの使命

• 体系性の確保

国際的なデータ共有の基準である FAIR(Findable, Accessible, Interoperable, Reusable)原則を念頭に、収集した情報資産を構造化・体系化し、誰でも利用しやすい形に整理して提供します。アーカイブ機関が保有する情報資産に限らず、大学・研究機関、メディア、民間事業者又は個人が保有する情報資産についても、可能な限り収集・保存し、構造化・体系化して公開します。

• 恒常性の保障

多様性のある情報・知識をデジタル形式で収集し、情報資産として可能な限り恒常的な保存とアクセスを保障します。デジタル資源の長期保存・アクセス保障のためのコミュニティ基盤を構築します。

• ユニバーサル化

多言語による情報の発信や国際的な標準への対応を図り、グローバルに提供・活用できる情報資産を発信します。心身の機能に不自由のある人々や高齢者など、様々なアクセス障壁のある人びとによる情報資産の更なる活用を促し、デジタル技術を用いて誰もが便利に享受できるようにします。

DA憲章の行動指針：デジタルアーキビストの使命

・ネットワーク構築

地域の個性と、各分野が有する専門性を相互に容易にやり取りできるよう、**情報資産の横断的・国際的なネットワーク構築を図ります**。未来に受け継がれるべきデジタルアーカイブの連携を促進するため、**地域・分野・官民のセクターごとの取組を横断的につなげる拠点を創ります**。

・活用促進

保存された情報資産を社会課題解決や技術革新に利用できるよう、**研究者、エンジニア、企業等に対し、必要な情報を分かりやすく提供し、人と情報資産を結びつけます**。学校教育やより幅広い生涯学習全般において、デジタルアーカイブの情報資産を率先して活用するとともに、それら活動の取組を支援します。情報資産の提供者と活用者の両面における情報リテラシーの向上を図るため、**あらゆる年代でデジタルアーカイブを用いた学習機会を増やします**。

・人材養成

デジタルアーカイブの企画・構築、維持・管理、活用に関わる技術や情報、法制度、倫理等を学習する場を設け、**デジタルアーカイブに関わる多様な見識を有する人材を創出します**。分野・地域・業種を超えた人材の交流を生み出し、知識の創発を促すとともに、**適材適所で人材が活躍できる環境を構築します**。